

仕様書

1. 件名 令和7年度介護給付適正化事業
2. 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日
3. 業務内容

I ケアプランチェック プラン数：100プラン

(1) 主な点検事項

- ①厚生労働省が示す「ケアプラン点検支援マニュアル」に基づき、課題分析が適切に行われ、自立支援に向けた計画となっているか等の確認
- ②サービス担当者会議やモニタリングの実施状況の確認
- ③利用しているサービスが本人の状態からアセスメントされた上での必要なサービスであるかの確認
- ④本人の能力、家族の役割や能力をアセスメントし、自立支援に向けたケアプランになっているかの確認

(2) 対象事業所抽出条件

委託者指定条件による抽出

(3) 点検書類

(i) 介護プランの場合

- ①アセスメント（アセスメント方式、課題分析表含む）
- ②居宅サービス計画（1）（2）、週間サービス計画表
- ③サービス利用票・別票（②のケアプランに対する直近3ヶ月分）
- ④支援経過記録（モニタリング含、資料提出時の直近3ヶ月分）
- ⑤サービス担当者会議録（②を作成した時点のもの）
- ⑥個別サービス計画書（②に対する計画書。加算の根拠となる計画書も含む）

(ii) 予防プランの場合

- ①利用者基本情報
- ②基本チェックリスト
- ③介護予防サービス・支援計画表
- ④サービス利用票・別票表（③の予防プランに対する直近3ヶ月分）
- ⑤支援経過記録（モニタリング・サービス担当者会議含む、直近6ヶ月分）
- ⑥個別サービス計画書（③に対する計画書。加算の根拠となる計画書も含む）

(4) 実施方法

- ・ケアプラン点検（評価・助言等）

居宅サービス計画等の書類に基づき、「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「自立支援に

資するものとして十分な内容となっているか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」等の視点でケアプラン点検をオンラインまたは面談で行う。

その際、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」や介護給付適正化にあたって、対象者の身体状況にあった給付がなされているか検証するために委託者が導入しているシステム「トリトンモニター」または国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用し、居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性を確認した上で、ケアプランを選定し、前述の視点からケアプランの作成に関する評価・助言等を実施する。

(5) ヒアリングシート作成 40件

- ・委託者指定条件から受託者がヒアリングシートを作成し、対象事業所へ委託者が送付する。

II 各種研修会の実施（3回/年）

(1) 市内の介護支援専門員に対する研修会（2回/年）を実施し、介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の育成を図ることを目的とする。研修の内容は受託者が提案すること。

- ・研修会の講師は以下の条件を満たすこと

①研修会の講師は介護支援専門員の資格を有し、介護支援専門員研修課程等の講師を務めた経験を有すること

②自治体において3年以上の介護支援専門員研修会の実績を有すること

(2) 認定調査員に対する研修会（11月）を実施し、認定調査員が公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とし、研修の内容は委託者と受託者が協議の上、本業務の目的に沿った内容で実施すること。

研修会の講師は介護支援専門員の資格を有すること。

(3) その他

研修会の実施方法において、講師を派遣し現地での開催とする場合は委託者で会場を準備する。オンラインを活用し遠隔での実施の場合は、受託者でZOOM等の手配を行い、受講者側の環境においては委託者で準備をする。

上記で定めた実施方法については、委託者と受託者が協議の上、事業を進めるものとする。

III 計画の進捗状況把握支援

(1) 介護保険事業計画の進捗状況管理

厚生労働省が提供している地域包括ケアシステム「見える化」システムを活用し、全国・都道府県・近隣市町村と比較し居宅・施設サービスの傾向を分析する「地域分析」、計画値と実績値の乖離サービス等を可視化する「進捗管理」、介護度の改善・悪化・維持についての分析を行う「適正化分析」等を行い、レポートを作成すること。

なお、地域包括ケア「見える化」システムへログインするためのID、PASSは委託者から貸与する。

提出時期については、委託者と協議のうえ、実施する。

(2) 給付・認定に関する集計、一覧の作成

委託者の求めに応じて、給付実績・認定データを用いた集計、一覧表を作成すること。

業務内容ⅠからⅢについて、概ね下記スケジュールで実施し、詳細な受託者が年間実施計画の作成し、委託者へ提出すること。

年間スケジュール（予定）

	受託者	委託者（市）
契約後から 令和8年1月	ケアプラン点検 ・対象者抽出 ・対象事業所へ通知 ・対象者から受託者へケアプラン提出 ・受託者から結果通知書を対象事業所へ送付 ・結果通知から1か月後、対象事業所から受託者へケアプラン点検後の変更修正したケアプランの再提出 ヒアリングシート40件抽出 研修会資料作成 ケアマネ向け研修会 進捗状況管理	月次報告の確認 ケアプラン点検実施通知・研修会開催案内
令和7年11月	認定調査員向け研修会	研修会開催案内
令和8年2月	ケアマネ向け研修会	研修会開催案内
令和8年3月	年間報告書 進捗状況管理	年間報告書の確認

4. その他

業務の実施にあたり、本仕様書で定められていない事項については、委託者と受託者が協議の上、事業を進めるものとする。